

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	有田川町 住民基本台帳事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

有田川町長は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

有田川町長

## 公表日

令和6年11月15日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳事務
②事務の概要	<p>住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成</li><li>②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正</li><li>③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置</li><li>④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知</li><li>⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付</li><li>⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知</li><li>⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会</li><li>⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更</li><li>⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付</li><li>⑩個人番号カード等を用いた本人確認</li><li>⑪情報提供ネットワークシステムに住民票関係情報を提供</li></ol> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p> <p>団体内統合宛名管理は、団体内統合宛名番号の付番管理及び既存業務システムの宛名番号とのひも付けを行い、中間サーバーとのオンラインデータ連携又はオフラインデータ連携用の媒体作成を行う。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"><li>1.住民記録システム及び団体内統合宛名システム</li><li>2.住民基本台帳ネットワークシステム 市町村コミュニケーションサーバ(CS)(※)</li><li>3.中間サーバー</li><li>4.クラウド型バックアップセンター</li></ol> <p>※後述の「2.特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民票情報台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	
3. 個人番号の利用	

<p>法令上の根拠</p>	<p>1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)          ・第7条、第8条(指定及び通知)          ・第16条(本人確認の措置)          ・第17条(個人番号カードの交付等)          ・附則第3条(個人番号の指定及び通知に関する経過措置)</p> <p>2.住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)          ・第5条(住民基本台帳の備付け)          ・第6条(住民基本台帳の作成)          ・第7条(住民票の記載事項)          ・第8条(住民票の記載等)          ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)          ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)          ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)          ・第22条(転入届)          ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)          ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)          ・第30条の10          (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)          ・第30条の12          (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)          ・附則第3条第1項から第3項</p>
<p><b>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</b></p>	
<p>①実施の有無</p>	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する          2) 実施しない          3) 未定</p>
<p>②法令上の根拠</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表          (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠)          ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる          項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、          92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、          155、156、158、160、163、164、165、166の項)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠)          ・なし          (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>
<p><b>5. 評価実施機関における担当部署</b></p>	
<p>①部署</p>	<p>住民税務部 住民課、福祉保健部 やすらぎ福祉課、清水行政局 住民福祉室</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>住民課長、やすらぎ福祉課長、住民福祉室長</p>
<p><b>6. 他の評価実施機関</b></p>	
<p> </p>	
<p><b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b></p>	
<p>請求先</p>	<p>総務政策部 総務課 和歌山県有田郡有田川町大字下津野2018番地4 0737-52-2111</p>
<p><b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b></p>	
<p>連絡先</p>	<p>総務政策部 企画調整課 和歌山県有田郡有田川町大字下津野2018番地4 0737-52-2111</p>
<p><b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ ]適用した</span></p>	
<p>適用した理由</p>	<p> </p>

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ○ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力</li> <li>・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等</li> </ul>	

9. 監査	
実施の有無	[ ] 自己点検                      [ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査                      [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている                      ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策                      [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策                      ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である                      ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住民基本台帳システムへのアクセスが可能な職員は、生体認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月2日	1.③システム名称		3.中間サーバー	事後	記載漏れを加筆
平成27年10月2日	5.②所属長	住民課長 早田好宏、やすらぎ福祉課長 丸山高司、住民福祉室長 武内 照美	住民課長、やすらぎ福祉課長、住民福祉室長	事前	役職名のみに変更
平成29年8月31日	3.法令上の根拠	<p>1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)(略)</p> <p>2.住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5条(住民基本台帳の備付け)</li> <li>・第6条(住民基本台帳の作成)</li> <li>・第7条(住民票の記載事項)</li> <li>・第8条(住民票の記載等)</li> <li>・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)</li> <li>・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)</li> <li>・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)</li> <li>・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)</li> <li>・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> <li>・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> <li>・附則第3条第1項から第3項</li> </ul>	<p>1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(略)</p> <p>2.住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5条(住民基本台帳の備付け)</li> <li>・第6条(住民基本台帳の作成)</li> <li>・第7条(住民票の記載事項)</li> <li>・第8条(住民票の記載等)</li> <li>・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)</li> <li>・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)</li> <li>・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)</li> <li>・第22条(転入届)</li> <li>・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)</li> <li>・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> <li>・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> <li>・附則第3条第1項から第3項</li> </ul>	事後	法令番号等の修正であって、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月31日	4.②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が 含まれる項(1、2、3、4、6、8、10、9、11、18、20、21、 23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、 54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、 91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、 112、113、114、116、117、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が 含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、 23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、 54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85 の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、 108、111、112、113、114、116、119の項) :番号利用法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令第1、2、3、4、6、7、8、10、 12、13、14、16、20、22、22の3、22の4、23、24、24の 2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、31の3、 32、33、37、38、39、40、41、43、43の3、43の4、44の 2、45、47、48、49の2、50、51、53、55、56、57、58、59、 59の2、59の3条※番号利用法別表第二の21、 30、89、105の項に係る主務省令は未制定。	事後	法令上の根拠の追加等による もので、その他の項目の変更 であり、事前の提出、公表が義 務付けられていない。
平成29年8月31日	II 1.いつ時点の計数か	平成26年11月1日	平成29年8月1日	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出、公表が義務付け られていない。
平成29年8月31日	II 2.いつ時点の計数か	平成26年11月1日	平成29年8月1日	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出、公表が義務付け られていない。
平成30年10月10日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	総務政策部 総務課	総務政策部 企画調整課	事後	取り纏め部署の変更に伴う修 正であり、事前の提出、公表が 義務付けられていない。
平成30年10月10日	1.②事務の概要	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カード の交付」に係る事務については、今後、総務省令 により機構に対する事務の一部の委任が認め られる予定である。そのため、当該事務において は、事務を委任する機構に対する情報の提供を 含めて特定個人情報ファイルを使用する。	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カード の交付」に係る事務については、行政手続にお ける特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律の規定による通知カード及び個 人番号カード並びに情報提供ネットワークシ ステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26 年11月20日総務省令第85号)第35条(通知カ ード、個人番号カード関連事務の委任)により、機構 に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任す る機構に対する情報の提供を含めて特定個人 情報ファイルを使用する。	事後	法令上の根拠の追加等による もので、その他の項目の変更 であり、事前の提出、公表が義 務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月10日	II 1.いつ時点の計数か	平成29年8月1日	平成30年10月1日	事後	定期的な見直し作業に伴う修正であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成29年10月10日	II 2.いつ時点の計数か	平成29年8月1日	平成30年10月1日	事後	定期的な見直し作業に伴う修正であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年6月25日	IV 1.提出する特定個人情報保護評価書の種類		基礎項目評価書	事後	基礎項目評価書の様式変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年6月25日	IV 2.目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	基礎項目評価書の様式変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年6月25日	IV 3.目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	基礎項目評価書の様式変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年6月25日	IV 3.権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	基礎項目評価書の様式変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年6月25日	IV 4.委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		十分である	事後	基礎項目評価書の様式変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年6月25日	IV 5.不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		提供・移転しない	事後	基礎項目評価書の様式変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年6月25日	IV 6.目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	基礎項目評価書の様式変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年6月25日	IV 6.不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	基礎項目評価書の様式変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年6月25日	IV 7.特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か		十分である	事後	基礎項目評価書の様式変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	IV 8.実施の有無		自己点検、内部監査	事後	基礎項目評価書の様式変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年6月25日	IV 9.従業者に対する教育・啓発		十分に行っている	事後	基礎項目評価書の様式変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年12月1日	4.②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が 含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、 23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、 54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85 の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、 108、111、112、113、114、116、119の項)	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が 含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、 23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、 54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85 の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、 106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	法令上の根拠の追加等によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年12月1日	1.②事務の概要 下部のなお書き	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により、機構に対する事務の一部の委任が認められている。	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。	事後	法令改正に伴う変更
令和2年12月1日	1.③システムの名称	1.住民記録システム及び団体内統合宛名システム 2.住民基本台帳ネットワークシステム 市町村コミュニケーションサーバ(CS)(※) 3.中間サーバー	1.住民記録システム及び団体内統合宛名システム 2.住民基本台帳ネットワークシステム 市町村コミュニケーションサーバ(CS)(※) 3.中間サーバー 4.クラウド型バックアップセンター	事前	住民基本台帳ファイルをバックアップ先とするとともにその先にある証明書交付センターを介して証明書のコンビニ交付サービスを実現するクラウド型バックアップセンターの追加が重要な変更にあたるため。
令和2年12月1日	II 1.いつ時点の計数か	平成30年10月1日	令和2年12月1日	事後	定期的な見直し作業に伴う修正であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月1日	II 2.いつ時点の計数か	平成30年10月1日	令和2年12月1日	事後	定期的な見直し作業に伴う修正であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和3年9月10日	4.②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) :番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、31の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43の3、43の4、44の2、45、47、48、49の2、50、51、53、55、56、57、58、59、59の2、59の3条 ※番号利用法別表第二の21、30、89、105の項に係る主務省令は未制定。</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p>	事後	法令改正に伴う変更
令和6年11月7日	I 1.②事務の概要	<p>(略)</p> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>	<p>(略)</p> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>	事後	誤記修正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月7日	I 4.② 情報提供ネットワークシステム による情報連携	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が 含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、 27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、 57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の 2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、 107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供 ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、 58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、 87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、 129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、 150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、 166の項)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供 ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)による別表第2の削除及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)への移動が行われたため。
令和6年11月7日	I 9. 規則第9条第2項の適用			事後	特定個人情報保護評価指針の見直しに伴う基礎項目評価書の様式改正に対応するため
令和6年11月12日	II 1.いつ時点の計数か	令和2年12月1日	令和6年11月1日	事後	定期的な見直し作業に伴う修正であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和6年11月12日	II 2.いつ時点の計数か	令和2年12月1日	令和6年11月1日	事後	定期的な見直し作業に伴う修正であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。